

筑西広域市町村圏事務組合職員懲戒審査委員会規則

平成 14 年 12 月 4 日

規則第 6 号

改正 平成15年 5 月 7 日規則第 9 号 平成19年10月 1 日規則第10号
平成23年 3 月25日規則第 4 号 平成25年 3 月19日規則第 2 号
平成31年 3 月12日規則第 5 号 令和 2 年 3 月31日規則第 3 号
令和 5 年 6 月16日規則第 5 号 令和 6 年 3 月26日規則第 1 号

(設置)

第 1 条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項に規定する懲戒処分を行う場合において、当該懲戒処分の要否及び区分等を審査し、当該懲戒処分の公正を図るため、筑西広域市町村圏事務組合職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審査事項)

第 2 条 委員会は、筑西広域市町村圏事務組合の職員（以下「職員」という。）に対する次の各号に掲げる処分事案について審査する。

- (1) 法第 29 条第 1 項の規定に基づく懲戒処分
- (2) 前号に準ずる処分

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、事務局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 事務局副局長
- (2) 消防本部次長
- (3) 事務局総務課長
- (4) 消防本部総務課長
- (5) 前各号に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた所属長を臨時に委員に充てることができる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、事務局副局長の職にある委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に出席することはできない。ただし、委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

(事情聴取)

第6条 委員会は、審査をするときは、事案に関係のある職員の所属長の出席を求め、当該事案について事情を聴取し、意見を徴さなければならない。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する所属長以外の職員及び関係者の出席を求め、当該事案について事情を聴取することができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会において審査が終了したときは、その結果を速やかに任命権者及び管理者（管理者が任命権者の場合を除く。）に報告しなければならない。

2 任命権者は、処分の公正を図るため、前項の報告を尊重し裁定を下すものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、組合事務局総務課が処理する。ただし、消防職員に係る事案については、消防本部総務課で処理するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年12月5日から施行する。

附 則（平成15年5月7日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月16日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。